

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

絵本作家、ヨシタケシンスケが40歳で出した絵本「りんごかもしれない」がベストセラーになりました。新しいものの見方、言にくいことを言ってみるとかの付加価値を付けたそうです。

今後普及するAIによって駆逐される業務でも新しい価値とともに蘇ってきます。

新しい価値観の枠組み中のニーズに気づき、提供できるものを変えていくためには、技術的能力や知識の他に、考え方、思想、哲学のような本質的な人間力が求められています。新しいものが生まれてくることを変化と言います。

私の書棚より

○自分の采配を「正しかったか」それとも「間違っていたか」という物差しで考えたことがない。ただあるのは、あの場面で最善と思える決断をしたということだけである。

○大切なのは、何の仕事に就き、今どういう境遇にあらうとも、その物語を織り成しているのは自分だけだという自負を持って、ご自身の人生を前向きに采配していくことではないだろうか。

「采配」

落合博満著 ダイアモンド社

税務アンテナ

□給与、退職金等を資金繰りの都合で未払や分割で支払う場合には、源泉所得税は、実際の支払の際に徴収すればよく、未払の場合にはその未払分の給与等を支払う時点で徴収しないことになっています。

この場合の源泉徴収税額は、本来支払うべき給与、退職金の総支給額について求めた源泉徴収税額を、実際に支払った給与、退職金等の支払額であん分して計算します。

未払給与がある場合の年末調整は、本年中に支払の確定したものであれば、未払分の給与と、その未払給与から徴収すべき税額も含めて行います。ただし、年末調整で過納額が生ずる場合には、未徴収税額を控除した残額が還付する金額になります。

□消費税の簡易課税制度とは、基準期間中の課税売上高が5,000万円以下の事業者について認められている特例計算です。

課税売上高を6種類に事業区分して仕入税額を計算するため、多額の設備投資をした場合でも消費税の還付を受けることができません。この場合には、多額の設備投資を予定している課税期間の開始前に簡易課税制度選択不適用届出書を提出しなければなりません。ただし、この簡易課税制度選択不適用届出書は、簡易課税を適用した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、提出できないことになっています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 31年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 31年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 12月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	------------------------

今月の贈る言葉『変わらずに生き残るためには変わらなければならない』 by 映画「山猫」

